堺 市 ・ 美 原 町 合 併 協 議 会 の 調 整 内 容 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目 23 介護保険事業の取扱い 関係項目 介護保険		
調整の内容 第2期事業計画は、合併時に両市町の計画を踏襲して一本化。第3期事業計画については新市として策定する。		
東定・進捗官埋組織は、堺巾制度で実施。		
現 況		- - 調整の具体的内容
堺市	美 原 町	#3 E 30 X 11 13 13 II
介護保険事業計画 (1) 事業計画 3年ごとに5年を1期とする保険給付の円滑な実施に関する計画を策定し、その進行管理を行う。 ・現行計画期間 平成15~17年度	介護保険事業計画 (1) 事業計画 3年ごとに5年を1期とする保険給付の円滑な実施に関する計画を策定し、その進行管理を行う。 ・現行計画期間 平成15~17年度	合併後における第2期事業計画の見直し (特に平成17年度)について、合併前の計画を踏襲したうえで一本化する。 平成18年度以降の第3期事業計画については、新市として策定。 【第5回資料から再掲】
(2) 策定及び進行管理の組織 堺市社会福祉審議会	(2) 策定及び進行管理の組織 美原町介護保険事業等推進協議会	策定・管理組織は、堺市制度で実施。